

辭職セリモ子規叔ハ辭ハ志轉テ出スル子規ノ事トイ答ヘタ、奥田  
トイ云ヘハ林(京橋)ハ志モテ辭立セナト附ハテ辭立テ子規ハ  
平井(大洲)ハ辭立テ子規ヲ辭職スルハ罷業辭ヲ辭立テムテハナ  
其ノ實情式志ハ逆前指ニ一併セタト「イ紙」ハ

一 治安警察法第十條撤廢  
一 罷業辭ノ辭立

サムロイ

一 青來ノ陣志ニコレヲモテ聯合ノ共闘スル一團ノ實情ニテ  
一 自由ニ辭出テムルコト

ノ辭職ヲ含ムル如ク辭職書ヲ出シタ  
ノ事ハ「報日」ト「新聞」ト林(京橋)ハ「大會」ニ於テモ  
ハ辭職案ハ「報日」ニ掲載スルコトヲモテ「新聞」ニ掲載スル  
タハ「新聞」ニ掲載スルコトヲモテ「新聞」ニ掲載スルコトヲ  
モ費コトト「報日」ニ掲載スルコトヲモテ「新聞」ニ掲載スル

財團法人協調會大阪支所

(神戸)ハ運動ヲ花々シクヤツテクレト希望シタ。辻井(京都)  
ハ政府ハドシナ法案ヲ出スカ知ラナイガ推察スルト我々ニトツテ  
有害<sup>ナ</sup>ニ相違ナイ、我々ハ該法案ヲ有利ニスル様ニ努力セナ  
ケレバナラヌ、早クカラ反對ノ理由ハコレコレダト徹底サス必要  
ガアルソシテ大會ハコレコレノ點ガ反對デアルト決議シテ對度ヲ  
聲明シタイ、ソシテ中央委員會ヲ動かシテ出來ルダケ有效ニスル  
様ニセネバナラヌト述ベテ桂案ニ贊成シタ。  
桂案ハ大多數デ可決<sup>レ</sup>タ。

◎ 治安警察十七條撤廢ニ關スル件(岡山労働)

柴田(神戸)ハ該件ガ撤回サレタ旨ヲ報告シタ

◎ 社會運動取締法案反對ノ件(大阪合同)

三木(大阪)ハ「今ヤ政府ハ組合法案ヲ出サントシテ居ル、又治  
警十七條ヲ撤廢スルカノ様ニ見セテソレデ我々ヲ喜バソウトシテ  
タルガ其ノ反對ニ政府ハ過激運動取締法案ヲ出サントシテタル